

平成 28 年 3 月 14 日

国土を整え、全力で備える



国土交通省
中国地方整備局

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism
Chugoku Regional Development Bureau

資料提供先

中国地方建設記者クラブ 鳥取県政記者クラブ
合同庁舎記者クラブ 米子市政記者クラブ



日野川水系河川整備計画（国管理区間）を策定しました

国土交通省中国地方整備局では、平成 28 年 3 月 14 日に「日野川水系河川整備計画【国管理区間】」（以下、本計画）を策定しました。

日野川水系では平成 21 年 3 月に長期的な視点に立った河川整備の基本的な方針を定める「日野川水系河川整備基本方針」（以下、基本方針）が策定されています。本計画は、この基本方針に基づく段階的な計画であり、日野川水系の国が管理する区間における今後概ね 30 年間の治水、利水、河川環境に関する整備目標や具体的な実施内容を示したものです。

また、本計画を策定するにあたっては、日野川水系に関わりが深く専門的知識をお持ちの学識経験者や専門家で構成される「日野川河川整備懇談会（座長：鳥取大学 道上 正規 名誉教授）」から意見をいただくとともに、地域にお住まいのみなさま、さらに鳥取県知事をはじめ、関係市町村等からのご意見を伺い策定に至っています。

本計画は、下記のホームページからご覧になれます。



日野川河口



日野川堰



菅沢ダム

■ 中国地方整備局河川部ホームページ

→ 「河川整備基本方針・河川整備計画」 → 「日野川水系」よりご覧ください。

■ 日野川河川事務所ホームページ

→ 「日野川水系河川整備基本方針・河川整備計画」 → 「河川整備計画」よりご覧ください。

別添：日野川水系河川整備計画【国管理区間】の策定までの経緯と概要

（問い合わせ先） 国土交通省中国地方整備局 電話番号(082)221-9231(代表)

河川部 河川計画課長 麓 博史(ふもと ひろし) (内線3611)

建設専門官 菅野 秀治(すがの ひてはる) (内線3617)

担当事務所 日野川河川事務所 電話番号(0859)27-5484

副所長 實光 則夫(さねみつ のりお) (内線204)

調査設計課長 濱田 靖彦(はまだ やすひこ) (内線351)

（広報担当窓口） 国土交通省中国地方整備局 電話番号 (082)221-9231(代表)

広報広聴対策官 平川 雅文(ひらかわ まさふみ) (内線2117)

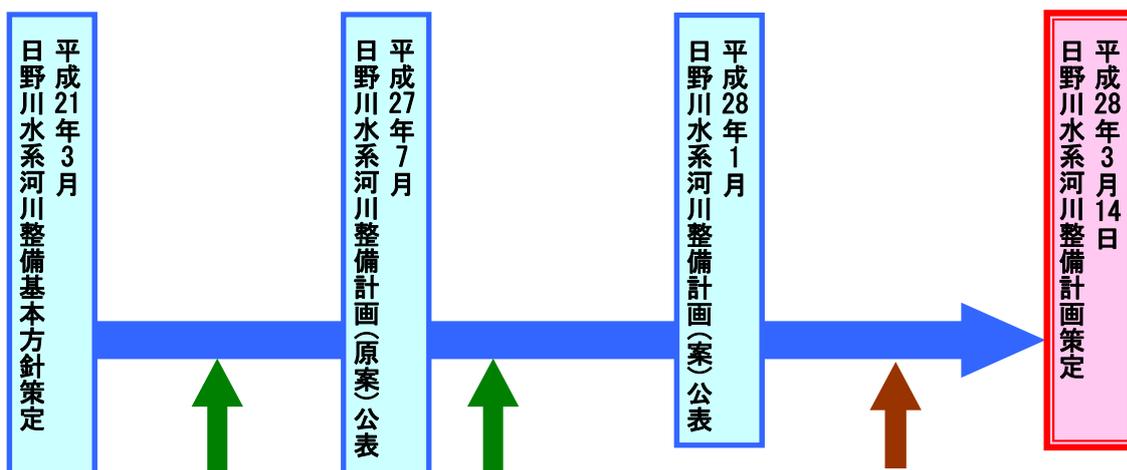
企画部 環境調整官 田尾 和也(たお かずなり) (内線3114)

日野川水系河川整備計画【国管理区間】の策定までの経緯

策定までの経緯

日野川水系では、平成21年3月に長期的な視点に立った河川整備の基本的な方針を定める「日野川水系河川整備基本方針」を策定しています。これに基づき、日野川水系の国が管理する区間において、段階的な河川整備を行うための計画として「日野川水系河川整備計画【国管理区間】」（以下、本計画）を平成28年3月14日に策定しました。

本計画を策定するにあたっては、日野川水系に関わりが深く専門的知識をお持ちの学識経験者で構成される「日野川河川整備懇談会」からご意見を頂くとともに、地域にお住まいのみなさま、さらには鳥取県知事をはじめ、関係市町村等からご意見をいただきながら進めてきました。



■鳥取県知事からのご意見

- ・鳥取県知事から米子市長、伯耆町長、南部町長、日吉津村長へ意見照会

■各分野の学識者や専門家からのご意見

- ・平成24年12月～平成28年1月 第1～4回「日野川河川整備懇談会」開催

■地域のみなさまからのご意見

- ・平成25年1月～平成27年8月 アンケート、住民説明会「日野川水系河川整備計画説明会」

各分野の学識経験者からの意見聴取

■日野川河川整備懇談会



学識経験者による懇談会を整備計画策定までに4回開催し、専門分野について意見を伺いました。

日野川河川整備懇談会 委員名簿 (平成28年1月時点)

氏名	所属	専門分野
あんどう 重敏	鳥取県生物学会員	環境（魚介類）
おの 達也	鳥取大学地域学部教授	地域経済
かだた 真知子	鳥取大学名誉教授	歴史・文化
きたむら 義信	鳥取大学乾燥地研究センター特任教授	関係水利（農水）
すぎもと 良巳	米子郷土歴史家	文化財
すみ 寛幸	大山町立大山小学校長	環境（植物）
たなか 一郎	NPO法人日本野鳥の会鳥取支部理事	環境（動物、鳥類）
ひのまたに 治	鳥取大学大学院工学研究科教授	河川工学（河川）
やまだ 英明	鳥取県栽培漁業センター所長	環境（関係漁業）
みづのり 正規	鳥取大学名誉教授	河川工学（治水）

(敬称略 五十音順)

地域のみなさまからの意見聴取



アンケートや説明会などにより総数で約1,600件のご意見をいただきました。主な内容としては、治水事業の推進、水量の確保、自然環境の保全、樹木伐採や堆積土砂の撤去など適正な維持管理といった意見をいただいています。

日野川水系河川整備計画【国管理区間】の概要

河川整備計画の基本事項

基本理念

【治水】 安全・安心な暮らしを確保する

日野川水系河川整備基本方針で定めた長期的な治水目標に向けて、整備期間内で実現可能な段階的な河川整備を進めるとともに、河川整備の現状、過去の水害、氾濫域の人口・資産等を考慮し、地域の治水安全度の向上を目指します。

【利水】 ふるさとの川の恵みと豊かな暮らしを潤す

日野川の清浄な水による流域の生活や文化、産業活動を将来まで維持出来るよう、これからも良好な水質の維持に努めます。

さらに、人々に水の利用に関心を持っていただき、日野川が地域住民の命と暮らしを支え、自然豊かな環境が維持できるような河川管理するとともに、地域の産業にも着目し、様々な用途に利用されている日野川の水利用の歴史や現状を踏まえ、生活・産業に必要な流量の確保に努めます。

【河川環境】 豊かな自然と歴史を継承し、人と川とのふれあい・学びの場はぐくむ

日野川を基に形成された地域住民の憩いの場としての河川空間および日野川の流れが生み出す豊かな自然と緑が織りなす良好な河川景観、清らかな水の流れの保全を図るとともに、多様な動植物が生息・生育・繁殖する日野川の豊かな自然環境を次世代に引き継ぐように努めます。

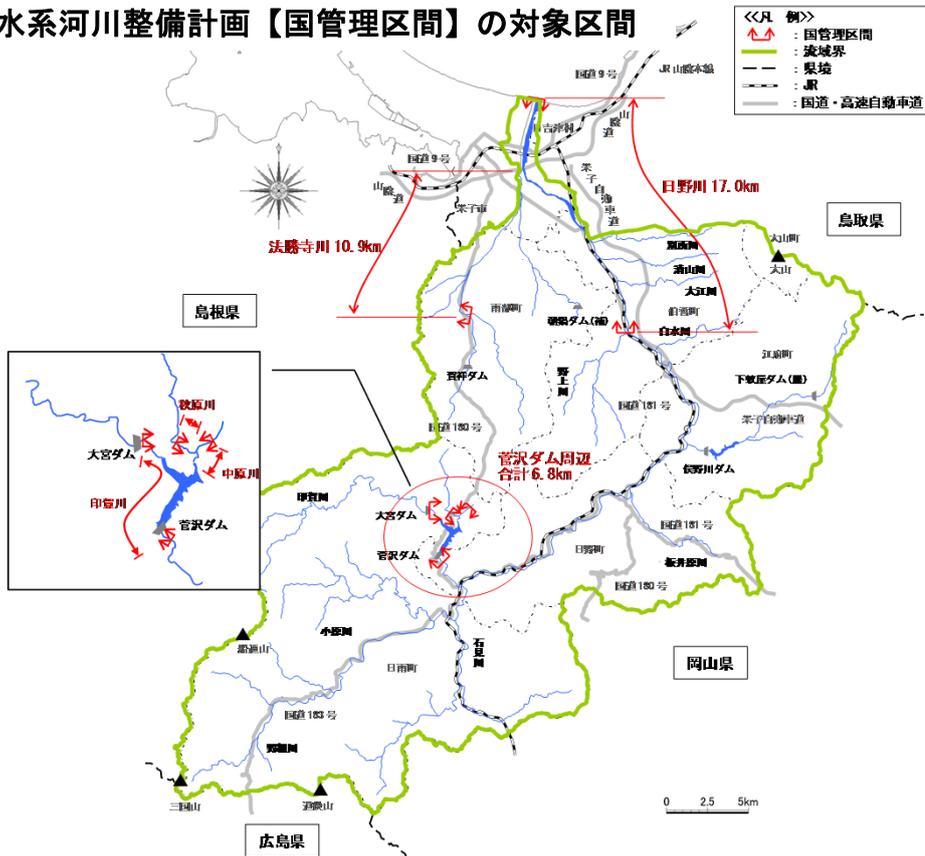
対象区間

日野川水系の国が管理する区間（下図参照）

対象期間

今後概ね30年間

■日野川水系河川整備計画【国管理区間】の対象区間



河川名	区 間		延長 (km)
	上流端	下流端	
日野川	左岸：鳥取県西伯郡伯耆町大字金廻字下中河原172番地先 右岸：鳥取県西伯郡伯耆町大字岸本字岡本414番地先	海に至る	17.0
法勝寺川	左岸：鳥取県西伯郡南部町鴨部字下河原1611番の1地先 右岸：鳥取県西伯郡南部町鴨部字下河原1617番の1地先	日野川への合流点	10.9
印賀川	左岸：鳥取県日野郡日南町印賀字下鑪山208番の1地先 右岸：鳥取県日野郡日南町印賀字下鑪山202番の1地先	左岸：鳥取県日野郡日野町大字福長字御崎原1164番地先 右岸：鳥取県日野郡日野町大字福長字奥河原1183番の1地先	4.8
中原川	左岸：鳥取県日野郡日南町大字菅沢字楨ヶ本2316番地先 右岸：鳥取県日野郡日南町大字菅沢字作右衛門受殿蔵上ミ853番の3地先	印賀川への合流点	1.6
秋原川	左岸：鳥取県日野郡日南町大字菅沢字寺田758番の2地先 右岸：鳥取県日野郡日南町大字菅沢字鑪元2434番地	中原川への合流点	0.4

日野川水系河川整備計画【国管理区間】の概要

洪水等による災害の発生防止又は軽減に関する事項(1/2)

目 標

■安全・安心な暮らしを確保する

1.洪水対策

日野川水系河川整備基本方針に定めた目標に向けて、上下流及び本支川の治水安全度バランスを確保しつつ段階的かつ着実に河川整備を実施し、洪水による災害の発生防止又は軽減を図ることを目標とします。

本計画に定める河川整備を実施することで、日野川においては戦後最大の被害が発生した昭和20年9月洪水と同規模の降雨で発生する洪水に対して、洪水氾濫による家屋等の浸水被害の防止を図ることが可能となります。法勝寺川においては、戦後最大洪水である昭和34年9月洪水と同規模の洪水に対して、洪水氾濫による浸水被害の防止を図ることが可能となります。

2.内水対策

家屋の床上浸水の発生等、内水氾濫による浸水被害が著しい箇所においては、関係自治体等と調整の上、適切な役割分担のもとで、必要に応じた浸水対策を実施し、家屋等の浸水被害の軽減を図ります。

3.地震・津波対策

堤防等の河川管理施設の耐震性能を照査したうえで、必要に応じた耐震対策を実施し、大規模な地震動が発生した場合においても、河川管理施設として必要な機能を確保することとします。

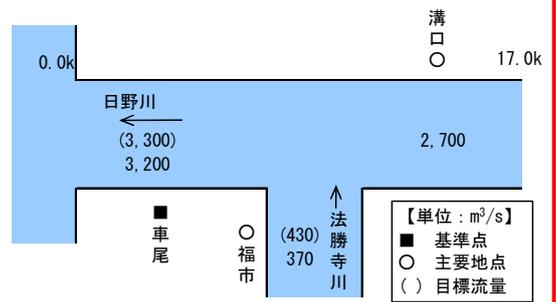
津波対策については、海岸管理者である鳥取県が、設計津波水位の設定に向けた検討を実施していることから、この結果を踏まえて日野川における計画津波の水位を設定することとします。

4.減災・危機管理対策

計画規模を超える洪水が発生した場合や、整備途上において施設能力を超える洪水が発生した場合においても、施設の運用、構造、整備手順等の工夫、さらには的確な避難、円滑な応急活動など、ハードとソフトの組み合わせにより、できる限り被害の軽減を図られるよう努めます。

本計画の目標流量

河川	地点	目標流量 (m^3/s)	既設ダムによる 洪水調節流量 (m^3/s)	河道の 目標流量 (m^3/s)
日野川	車尾	3,300	100	3,200
	溝口	2,700	0	2,700
法勝寺川	福市	430	60	370



■段階的な河川整備の考え方

1) 継続事業の早期完成

近年において、頻発している法勝寺川(青木地区等)の内水被害の軽減を図るため、支川処理、河道掘削等の事業を実施します。なお、法勝寺川の築堤等の土砂材料を法勝寺川から採取することにより、コスト縮減を図ります。

2) 日野川中流地区の河川整備

日野川中流地区の治水安全度を向上させるため、当該地区の築堤、河道掘削、堰改築等により流下能力の確保を図ります。

3) 法勝寺川の河川整備

青木地区等の法勝寺川下流区間の流下能力向上後、法勝寺川全体の流下能力確保のため、築堤、河道掘削等を順次実施します。

整備区間	主な整備内容	本計画期間
日野川	築堤(断面確保)、河道掘削、堰改築、堰存置・継足し	→
法勝寺川	河道掘削、支川処理(青木地区等)	→
	築堤(断面確保)、河道掘削	→

日野川水系河川整備計画【国管理区間】の概要

洪水等による災害の発生防止又は軽減に関する事項(2/2)

整備等の内容

築堤、河道掘削等、構造物の耐震対策及び津波対策、内水対策、堤防の安全性向上対策

■整備内容

1 築堤、河道掘削等

築堤については、堤防の高さや幅が不足している区間の整備を実施します。また、流下能力が不足する箇所では、流下能力確保のための掘削、堰改築等を実施します。

さらに、堤防詳細点検により浸透に対して安全性が不足する箇所については、堤防の浸透対策を行います。

耐震対策については、今後新たな知見が得られた場合はその都度、調査・検討を行い、緊急的な対策が必要と判断される場合には、速やかに対処します。

2 構造物の耐震対策及び津波対策

鳥取県西部地震断層や佐渡島北方沖または鳥取県沖近海等の現在から将来にわたって考えられる最大級の強さを持って鳥取県に影響を及ぼすと考えられる地震動に対して、堤防等河川管理施設の安全性を照査したうえで必要な対策を実施し、被害の軽減を図ります。また、津波の襲来に備え、河川管理施設の補強等を行います。

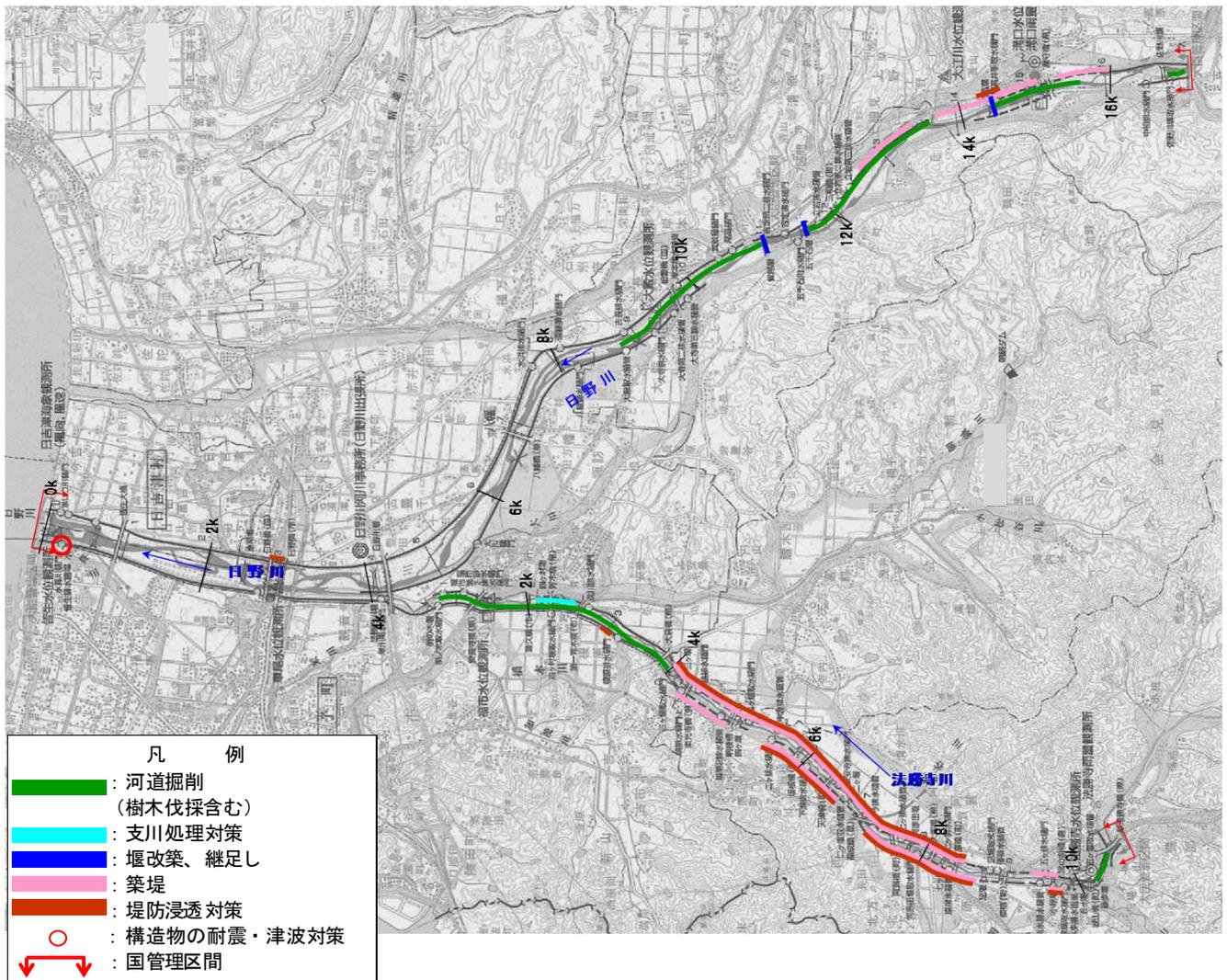
3 内水対策

法勝寺川沿川において家屋の浸水被害が頻発している地域については、関係自治体等と連携を図りながら適切な役割分担のもと、必要に応じて被害軽減に向けた対策を進めます。

4 堤防の安全性向上対策

堤防詳細点検結果を踏まえ、堤体への浸透に対して安全性照査基準未達の区間については、優先度や対策工法を検討したうえで堤防浸透対策を行います。

また、築堤(断面確保)を実施する区間のうち、浸透に対する安全性照査基準未達の区間は、築堤と併せて対策を行います。



日野川水系河川整備計画【国管理区間】の概要

河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項

目 標

■ふるさとの川の恵みと豊かな暮らしを潤す

河川の適正な利用および流水の正常な機能の維持に関しては、日野川水系河川整備基本方針に定めた流水の正常な機能を維持するため必要な流量の確保に努めることとし、その目標流量は車尾地点において通年で概ね6m³/sとします。

また、渇水が発生した場合においても、関係機関や水利使用者による情報共有や相互調整の体制を構築し、渇水被害の最小化が図られるよう努めます。

なお、流水の正常な機能を維持するため必要な流量には、水利量が含まれているため、水利使用の変更等に伴って目標流量が増減します。

整備等の内容

水道用水、工業用水、農業用水等の利水の現況、動植物の保護、漁業、景観を考慮した流水の正常な機能を維持するため、車尾地点で概ね6m³/s(通年)の確保に努めます。安定的、継続的な水利用を可能にするため、渇水時の情報提供、関係機関との情報伝達体制の整備・調整を図るとともに菅沢ダム等の容量の有効活用について調査・検討を進めます。

河川環境の整備と保全に関する事項

目 標

■豊かな自然と歴史を継承し、人と川とのふれあい・学びの場をはぐくむ

(1) 動植物の生息、生育、繁殖環境

日野川は、良好な環境が維持されている箇所が多く、多様な動植物の生活史を支える環境を確保できるよう治水との調整を図りつつ良好な生息・生育・繁殖環境の保全及び創出に努めます。

また、外来種については、関係機関と連携して移入の回避を図るとともに、拡散の防止に努めます。

(2) 河川景観

河口砂州や水面、連続する瀬・淵、砂礫河原等の日野川らしい自然景観の保全に努めるとともに、大山等の景勝地や周辺の緑、沿川の土地利用等と調和した良好な水辺景観の維持及び形成に努めます。

(3) 水質

水質については、河川の利用状況、沿川地域等の水利用状況、現状の河川環境を考慮し、下水道等の関連事業や関係機関との連携・調整、地域住民との連携を図りながら、現状の良好な水質の維持を図ります。

(4) 人と河川の豊かなふれあいの場の確保

多くの地域住民に利用され、憩いの場となっている日野川の河川空間利用の状況を踏まえ、自然とのふれあいや環境学習、イベントやレクリエーション活動等、水辺空間とのふれあいを体験できる施策を関係機関や地域住民と連携して推進することにより、人と河川との関係の再構築に努めます。

また、地域住民の日常の暮らしや歴史・文化・風土を形成してきた日野川の恵みを活かしつつ、自然との交流を育み、水と緑のオープン空間として快適で安全に利用できる河川空間の維持及び形成に努めます。

整備等の内容

(1) 動植物の生息・生育・繁殖環境の整備と保全

・各地区それぞれの特徴や生態系ネットワークに配慮した河川整備を推進します。

・河川整備にあたって、動植物への影響が懸念される場合は、河川水辺の国勢調査における各分野のアドバイザーからご指導いただきながら対応を検討します。

・事前調査により重要な動植物の生息・生育・繁殖環境が確認された場合には、希少性を勘案し、ミティゲーションの検討を行い可能な限り保全に努めます。

(2) 魚類等のすみやすい川づくり

・魚類等の生息・生育・繁殖環境としてすみやすい川づくりを実現していくため、遡上・降下環境の状況を把握し、必要に応じて関係機関と連携・調整し河川の連続性の確保が図られるよう努めます。

(3) 外来種対策

・河川整備等による外来生物の導入および持ち出しの防止に努めます。

・河川水辺の国勢調査等の情報により、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」に基づく陸生植物5種の生息範囲等を把握し、必要に応じて対策を実施します。

(4) 人と河川の豊かなふれあいの場の確保

・良好な河川環境の保全、関係自治体や地域住民のニーズを踏まえた自然とのふれあいや環境学習、イベントやレクリエーション活動等、水辺空間とのふれあいを体験できる河川空間の確保に努めます。

(5) 河川景観の保全、形成

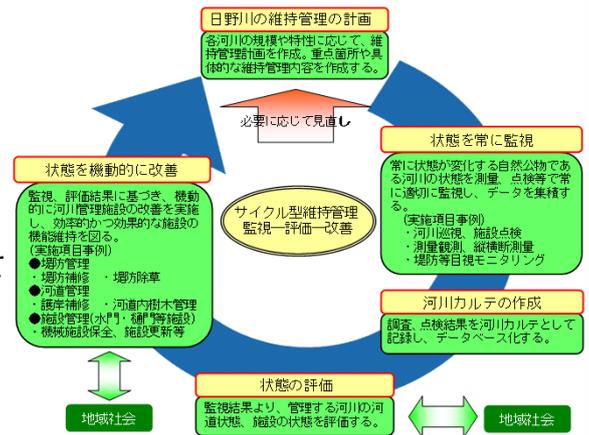
・河川の水辺は、人々に安らぎや潤いを与える良好な景観資源であるため、大山等の山並みと調和した水辺景観の保全・形成に努めます。

日野川水系河川整備計画【国管理区間】の概要

河川の維持の目的、種類及び施行の場所（1/2）

河川は、洪水時や渇水時等、日々その状態を変化させていることから、河川を適正に維持管理するためには状態を常に監視し、評価、改善することが重要です。

日野川及び法勝寺川の河川特性を十分に踏まえ、河川管理の目標、目的、重点箇所、実施内容等の具体的な事項を定める「河川維持管理計画」を基に、計画的な維持管理を継続的に行います。また、「河川維持管理計画」の運用に当たっては、日野川及び法勝寺川の状態を把握し、維持管理対策を行い、得られた知見の分析・評価を反映する「サイクル型維持管理」体系を構築し、適宜見直しを行います。さらに効果的・効率的な維持管理に努めます。



■洪水等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項

サイクル型維持管理のイメージ

(1) 水文・水理観測

(2) 河道特性調査

(3) 河道の維持管理

日野川本川の河口から10km付近および法勝寺川合流点付近については、土砂が堆積しやすく、氾濫した場合に想定される被害も大きいことから、重点的な監視区間として定量的な管理基準を定め、河道流下能力の適正な維持に努めます。

(4) 河道内樹木の維持管理

樹木の成長や繁茂の状況を定期的に調査するとともに、計画的に伐採を行う必要があります。

(5) 河口砂州の維持管理

一定規模以上の洪水により河口砂州はフラッシュされますが、確実にフラッシュを促進させるため、継続的に河口砂州を維持掘削します。

(6) 堤防の維持管理

(7) 樋門・樋管、排水機場の維持管理

(8) 首沢ダム等の維持管理

(9) 日野川堰・法勝寺川堰の維持管理

(10) 許可工作物の維持管理

(11) 不法行為に対する監督・指導

(12) 洪水予報・水防警報

(13) 水位情報等の周知

(14) 排水ポンプ車の運用

水門・樋門等を通じて日野川・法勝寺川に流入する支川では、洪水時に日野川等への排水が困難となることがあります。そのため、応急的な排水対策として、地方公共団体からの要請により排水ポンプ車を機動的に活用し、浸水被害の防止又は軽減を図ります。

(15) 浸水想定区域の指定、洪水ハザードマップ等の作成支援

洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、想定し得る最大規模の洪水等が発生した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域図として指定し、公表します。

洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため浸水想定区域、避難場所等を記載したハザードマップの更新の際には、地方公共団体の作成、普及への支援を行います。

(16) 河川管理施設保全活動

(17) 水防活動等への支援

(18) 特定緊急水防活動

(19) 地域防災活動の支援

過去の被害等を踏まえ、洪水予報、水防警報の充実、水防活動への支援、水防演習や災害対応演習の実施、情報伝達体制及び警戒避難体制の充実、地域づくりと一体となった被害軽減対策等を関係機関や地域住民と連携して推進します。

また、浸水想定区域内の要配慮者利用施設及び大規模工場等の所有者又は管理者が、避難確保計画又は浸水防止計画の作成、訓練の実施、自衛水防組織の設置等をする際に、技術的な助言や情報伝達訓練等による積極的な支援を行い、防災・減災力の向上を図ります。

(20) 防災教育の推進

日野川水系河川整備計画【国管理区間】の概要

河川の維持の目的、種類及び施行の場所 (2/2)

■河川環境の整備と保全に関する事項

(1) 河川環境調査

日野川の自然環境を保全するため、河川及びダムでの「河川水辺の国勢調査」等によって動植物の生息・生育・繁殖状況に関するモニタリングや河川空間の利用状況を確認します。

(2) 水質調査

(3) 水質事故対策

「日野川水系水質汚濁防止連絡協議会」等を通じて、水質事故の発生時には速やかに情報の収集、通報・連絡を行うとともに、関係機関との連携のもとにオイルフェンスを設置するなど、被害の拡大防止に努めます。



水質事故対応

(4) 河川利用の場としての維持

(5) 河川美化

(6) 河川の安全利用

(7) 環境教育の推進

(8) 菅沢ダムにおける水源地域ビジョンの推進

(9) 兼用道路及び河川に隣接する道路

(10) 景観に関する施設との調整

(11) 渇水への対応

渇水により、地域住民の生活や社会活動、農業生産等への被害、魚類等をはじめとした自然環境への悪影響を与えるおそれがある場合には、「日野川流域水利用協議会」において水利用に関する情報を日野川河川事務所、鳥取県、米子市、日吉津村、南部町、伯耆町、江府町、日野町、日南町等と共有し、迅速な対応が図られる体制を常に確保するとともに、地域住民に対して節水を呼びかける等、節水意識の向上や水利用の調整に努めます。



日野川流域水利用協議会

(12) 地域住民等との連携・協働

■総合土砂管理

日野川では、上流から海岸までの総合的な土砂管理の観点から、日野川流域が持つ土砂供給能力を最大限に引き出し、海岸域への土砂供給による海岸線の維持、回復に向けた検討・対策を行うとともに、河床高や河床材料の経年変化等の土砂移動に関する継続的なモニタリング等を実施し、その結果を検証しながら順応的な土砂管理を行います。

その他河川整備を行うために必要な事項

(1) 連携と協働

日野川では、地域と連携・協働した川づくりに向けて、今後も地域住民への広報活動に努めるほか、清掃活動、河川サポーター等への住民参加を通じて、地域の要望や意見を踏まえながら整備に取り組めます。

(2) 情報の共有化

河川整備を総合的に行うためには、地域との連携と協働により、治水・利水・環境に関わる情報を共有化することが重要と考えています。

そのため、日野川河川事務所ホームページ、各種広報誌等を通じて、日野川・法勝寺川の河川整備状況や自然環境の現状等に関する情報を広く共有するとともに、説明会、出前講座等、住民等に直接説明して理解を深めることに努め、意見交換の場づくりを図る等、関係機関や地域住民等との双方向のコミュニケーションを推進します。



日野川の水環境についての出前講座

(3) 社会環境の変化への対応

高齢化、世代間交流の希薄化等の地域社会の変化に伴い、日野川・法勝寺川の河川空間が果たすべき役割も、高水敷におけるスポーツ中心の利用に加えて、憩いの場、地域のコミュニケーションの場としての利用等、新たな社会環境への対応が求められています。

本計画では、地域計画等との連携を図りつつ、施設整備等のハード対策に加え、日野川水系をとりまく社会環境の変化に伴い生じる課題や住民のニーズにも適切に対応できるよう、組織づくり等のソフト対策に努めるとともに、今後は本計画自体も社会環境の変化に対して順応的な対応を図ることができるよう柔軟に運用します。

参考資料

中国地方整備局管内

1級水系直轄管理区間（13水系）における河川整備計画策定状況

千代川水系河川整備計画	平成19年 5月16日
高津川水系河川整備計画	平成20年 7月 3日
芦田川水系河川整備計画	平成20年12月 4日
天神川水系河川整備計画	平成22年 3月 5日
斐伊川水系河川整備計画	平成22年 9月30日
高梁川水系河川整備計画	平成22年10月14日
太田川水系河川整備計画	平成23年 5月16日
旭 川水系河川整備計画	平成25年 3月15日
佐波川水系河川整備計画	平成26年 5月29日
小瀬川水系河川整備計画	平成27年 6月25日
江の川水系河川整備計画	平成28年 2月24日
日野川水系河川整備計画	平成28年 3月14日

【河川法】 抜粋 （河川整備計画）

第十六条の二 河川管理者は、河川整備基本方針に沿って計画的に河川の整備を実施すべき区間について、当該河川の整備に関する計画（以下「河川整備計画」という。）を定めておかなければならない。

- 河川整備計画は、河川整備基本方針に即し、かつ、公害防止計画が定められている地域に存する河川にあつては当該公害防止計画との調整を図って、政令で定めるところにより、当該河川の総合的な管理が確保できるように定めなければならない。この場合において、河川管理者は、降雨量、地形、地質その他の事情によりしばしば洪水による災害が発生している区域につき、災害の発生を防止し、又は災害を軽減するために必要な措置を講ずるように特に配慮しなければならない。
- 河川管理者は、河川整備計画の案を作成しようとする場合において必要があると認めるときは、河川に関し学識経験を有する者の意見を聴かなければならない。
- 河川管理者は、前項に規定する場合において必要があると認めるときは、公聴会の開催等関係住民の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。
- 河川管理者は、河川整備計画を定めようとするときは、あらかじめ、政令で定めるところにより、関係都道府県知事又は関係市町村長の意見を聴かなければならない。
- 河川管理者は、河川整備計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 第三項から前項までの規定は、河川整備計画の変更について準用する。